

北条川放水路警報監視施設点検業務委託 特記仕様書

第1条 業務の名称

北条川放水路警報監視施設点検業務委託

第2条 目的及び適用範囲

- この特記仕様書は、北条川放水路警報監視施設における警報局、監視局及び情報処理施設（以下「警報監視施設」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- この特記仕様書は、システムを良好な状態に保持し、十分な機能を確保するために必要な業務における点検整備の基準を示す。
- この特記仕様書に記載事項以外は、別に定められる「北条川放水路警報装置点検業務委託仕様書」によるものである。

第3条 履行場所及び施設等

業務の履行場所及び施設は、北条川及び北条川放水路の警報局、監視局とする。

局名	主な配置機器、点検項目							
	通信制御装置	警報局装置	遠方監視制御装置	監視カメラ装置	雨量計	水位計	発動発電機	環境点検
分水堰基地局	○		○	○		○	○	○
浜川基地局				○		○	○	○
中間警報局	○	○					○	○
河口監視局				○			○	○
米里基地局	○			○	○	○		○
米里観測局				○				○
雪みちNavi通信基地局								○

第4条 点検時期

業務を実施する施設の点検の内容は、別表に示す点検項目及び点検周期により実施するものとする。今年度の定期点検は、出水期迄（6月10日）に12ヶ月点検を実施するものとする。実施時期は発注者と調整の上決定する。月点検については10回を予定している。（12ヶ月点検での実施分を除く）

第5条 点検項目

機器の点検項目は別表の点検項目表によるものとする。このうち、中間警報局の警報装置については、別添「警報装置点検要領」に基づき点検を行うものとする。

第6条 調整

他の点検者が関与する機器類の点検については、お互いに調整をとりながら、円滑に業務を実施すること。

第7条 その他

受注者は、警報監視装置異常等の緊急時に速やかに対応できる体制を常に整えておくこと。緊急対応として、点検技術者及び点検技術員をそれぞれ1人・日見込んでいるが、実績に応じて変更する。